

回覧

生駒消防からのお知らせ

壱分町東自治会の皆様

平成26年秋の火災予防運動に伴う一般家庭防火訪問の実施について

秋涼の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は消防行政に御理解、御協力を賜り誠に有難うございます。

さて、消防法及び生駒市火災予防条例の改正により、全ての住宅（新築住宅は平成18年6月1日、既存の住宅は平成21年6月1日から施行）に、住宅用火災警報器の設置が義務づけられています。

つきましては、下記の日程により、住宅用火災警報器の設置及び維持に関する指導、また、住宅防火の指導のため消防職員が皆様方のお宅にお伺いいたします。当日御不在となる場合、消防署への連絡は不要です。

また、別日に振り替えての実施はいたしませんのであしからず御了承下さい。

火災が発生しやすい時期を迎えるにあたり、どうか火の用心をお願いいたします。

※自動火災報知設備の設置されているマンションなどは、実施致しません。

日 時 **平成26年11月10日（月）～12日（水）午前中**

※ 10日 8,9,10,11,12,16班 ※11日 2,5,6,7,13,17,19班 ※12日 1,3,4,15,18班

<問い合わせ先>

生駒市消防署南分署（予防係）

TEL0743-76-0119

FAX 0743-76-0112